

建交労大阪府本部
機関紙



発行元 府本部
 電話 06-4800-7115

大阪府本部・京橋駅・組織拡大宣伝行動

大阪府本部は、6月3日（土）午前10時から京橋駅連絡通路において、組織拡大宣伝行動に取り組みました。全体の参加者は10名。前村執行委員長、阪口副執行委員長、荻田書記長、橋本執行委員と関西支部3名、大阪合同支部2名、此花支部1名が参加しました。組織拡大宣伝での弁士は、前村執行委員長、荻田書記長、関西支部・福山組合員。最初に訴えていただいたのは前村執行委員長。前村執行委員長は、「物価高騰で我々労働者の生活が

苦しくなっている一方で30年間賃金が引き下げられている。これでは、日本経済が活性化しないのは



当たり前です。にもかかわらず、岸田首相は、経済界に3%の賃上げを要請しただけで、経済対策を打ち出したとは言えない。経済を活性化させるには消費税減税もしくは廃止し、物価高騰を上回る賃上げを実現してこそ個人消費を増え、経済を活性化させる起爆剤になる。」と訴えました。また、他の弁士は、「2023年4月から60時間を超える残業時間の割増賃金が50%になる。しかし、会社は賃金体系を変更したりするなど様々な対策を

講じようとしているので、労働条件変更の契約書にサインしないようにしてください。」と説明。受け取っていたいた方から「60時間を超える残業時間の割増し賃金の支払が50%になることを知らなかった。自分の



給料がきちんと支払われているのか判らない。もし困ったら相談したい。」と言って頂いた方もいました。マスクを付けて配布した組織宣伝ビラは、約1時間で150枚配布しました。

大阪府本部2023年春闘結果

大阪府本部全体の回答状況は、全体支部分会数54職場、対象職場数40職場、要求提出率87.5%、有額回答数は29職場・妥結率は47.5%という状況になっています。妥結額は3,030円で前年実績の2,232円より798円増額になっています。回答状況は、前年実績を上回ったのは15職場・分会で、うちトラック関係9職場、建設1職場、バス1職場、ダンプ1職場、鉄道1職場、酸素1職場、生コン1職場、一般1職場になっています。昨年と同額は、酸素1職場、昨年実績を下回ったのは、

トラック3職場、建設1職場、ゼロ回答は、トラック3職場、バス2職場、建設1職場、酸素1職場という結果になっています。特徴的などころは、昨年実績を上回った15職場のうち、9職場がトラック職場であること。一方で経営体力がないうトラック職場ではゼロ回答という結果になり、運輸業の2極化が際立ちます。大阪府本部²³春闘での最高賃上げ額は、大阪合同支部²³一般職場・絆グループ分会の5万円でした。新型コロナウイルスの影響による経済の落ち込み

にくわえて、燃料高騰・物価高騰で消費が落ち込み実質賃金が減少する中、政府が経財界に要望した3%の賃上げに程遠い結果となりました。

業種	組織数	単位数	対象外	回答数	平均回答額
*トラック	24	19	5	16	2,671円
*酸素	3	3	0	3	2,500円
*バス	4	4	0	4	1,155円
*鉄道	1	1	0	1	9,503円
*建設	5	2	3	0	4,150円
*セメント・生コン	10	7	3	0	714円
*一般・パート	5	5	0	0	10,001円
*ダンプ	3	1	2	1	4,500円

5月10日・夏季一時金要求一斉提出日

- 第 5 次回答集中日 6月 7日 (水)
- 第 6 次回答集中日 6月14日 (水)
- 第 7 次回答集中日 6月21日 (水)
- 第 8 次回答集中日 6月28日 (水)
- 第 9 次回答集中日 7月 5日 (水)
- 第10次回答集中日 7月12日 (水)
- 第11次回答集中日 7月19日 (水)
- 第12次回答集中日 7月26日 (水)

また、要求提出状況は昨年実績を上回りましたが、全職場の要求提出が実現出来ませんでした。要求提出出来なかった職場は、要求提出出来ない原因があるのか、対象外もしくは、消滅した職場であるにもかかわらず、府本部へ報告出来ていないのか。支部役員が直接職場に入り、原因究明したうえで対策を講じることが必要です。次年度については、全職場で春闘・夏季一時金の要求提出が出来る対策と体制づくりに取り組む必要があります。

大阪府本部・第2回学習会開催

大阪府本部は、6月18日(日)国労大阪会館1階ホールにおいて、一般組合員学習会と次世代活動家育成学習会を行いました。午前10時〜午後12時まで、一般組合員学習会を行い、全体の参加者は18名。大阪合同支部8名、関西支部4名、関西ダンブ支部5名、此花支部1名が参加しました。第2回目となる一般組合員学習会に、大阪労連・川辺和宏顧問をお招きして「全労連・大阪労連の歴史」をテーマに学習しました。司会進行は、大阪府本部・荻田書記長で始まり、冒頭のあいさつに前村執行委員長があいさつ。前村委員長は、「大阪府本部が年間で計画した学習会は組織強化をはかることを目的にしている。『知は力なり』といえます。学習



大阪労連・川辺和宏顧問

したことはすべて自分の財産になります。今日の学習会で1つでも知識をつけていただき実りある学習会になることを期待

します。」と述べました。その後大阪労連・川辺顧問による学習会が始まり、川辺顧問の学習内容は、戦前の資本主義発展とその時代にどのような労働組合があり、たまたかを繰り返りひろげたのか

に触れ、戦後の労働運動から全労連・大阪労連の誕生を詳しく説明。また、大阪の数々の争議、大阪統一労組懇運動の始まりと運動、維新とのたたかいなどを語ってくれました。参加者からは、「二度

の学習会で覚えきれないほど詳しく説明していただいた。先人の方のたたかいと大阪の運動はすごい。今後は労働組合に誇りを持ち活動を続けていきたい。」と感想を語ってくれました。



大阪合同支部・岡本組合員

第2回次世代活動家育成学習会

午後13時から、次世代活動家育成学習会行い、全体参加者は16名。大阪合同支部6名、関西支部4名、関西ダンブ支部5名、此花支部1名が参加しました。

午前に続き、司会進行は大阪府本部・荻田書記長で始まりました。

次世代活動家育成学習会の講師には、彩法律事務所・西川裕也弁護士をお招きして行い、「裁量労働制拡大の問題について」をテーマに学習しました。

西川裕也弁護士による裁量労働制拡大の問題点は、2つに絞って説明。1つ目は、「実際に働いた時間ではなく、あらかじめ定めた時間を働いたものとみなし、その分の賃金を支払うという制度」2つ目は、「解雇の金銭解決制度」を詳しく

く説明。また、賃金支払のデジタル化が議論されている。「このような悪法を阻止するたかいかい求めらる。」と労働組合運動の果たす役割が重要だと改めて感じる学習会でした。

学習会参加者からの質問は、「専門業務とみなさない。」「専門業務型で争いになった実例があるのか。」「解雇の金銭解決制度が認められるようになれば、労働者の立場が弱くなる。今、保険会社には不当解雇という判決が

下されても、それを補償する保険がある。うちの会社はその保険に入っている。」など活発に質問がだされ、西川裕也弁護士は、「専門業務型の19業種に該当すれば、専門でなくても専門とみなされる恐れがある。今の段階で具体的な線引きがな

い。」と説明。「保険会社のことは知らなかった。そのような保険があるならば、会社は益々、解雇しやすくなる。」と回答。裁量労働制度の問題点をあぶり出し、活発な質問で実りある学習会になりました。



彩法律事務所・西川裕也弁護士



国労大阪会館1階ホール